

令和6年度普通会計決算等について

1 概要

(1) 決算規模

歳入は8,049億円と前年度に比べ46億円の減（△0.6％）、歳出は7,580億円と前年度に比べ13億円の増（+0.2％）となり、歳入は減少し、歳出は増加した。

歳入の主な増減：繰入金（+45億円）、地方交付税（+41億円）、地方特例交付金（+33億円）、諸収入（△117億円）、国庫支出金（△113億円）、繰越金（△15億円）、寄附金（△5億円）

歳出の主な増減：人件費（+115億円）、普通建設事業費（+85億円）、公債費（+14億円）、貸付金（△94億円）、積立金（△54億円）、物件費（△44億円）、補助費等（△23億円）

(2) 形式収支及び実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）は469億円で、このうち翌年度への繰越財源348億円を控除した実質収支は、122億円の黒字となった。

(3) 単年度収支及び実質単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支73億円の赤字となり、積立金等を加味した実質単年度収支は54億円の赤字となった。

(4) 財政指標

経常収支比率は93.2％（R5:92.6％）と、人件費が増加したことなどにより、前年度に比べ、0.6ポイント増加した。

表1 収支の状況

(単位:百万円)

区分	R6 (決算)	R5 (決算)	比較増減
歳入総額 a	804,927	809,516	△ 4,589
歳出総額 b	757,987	756,669	+ 1,318
歳入歳出差引額 (形式収支) c (=a-b)	46,940	52,847	△ 5,907
繰越財源 d	34,790	33,382	+ 1,408
実質収支 e (=c-d)	12,150	19,465	△ 7,315
単年度収支 f	△ 7,315	△ 309	△ 7,007
繰上償還金 g	2,000	2,000	0
積立金 h	9,752	9,889	△ 138
積立金取崩額 i	9,795	8,593	+ 1,202
実質単年度収支 j (=f+g+h-i)	△ 5,358	2,988	△ 8,346

注) 表中の計数はそれぞれ表示単位未満を四捨五入しているので、各計数と合計が合致しないものがある。(以下、同じ。)

2 歳入

(1) 自主財源と依存財源の割合

本県の歳入は、県税等の「自主財源」の割合が低く、地方交付税、国庫支出金、県債等の「依存財源」の割合が高い。

前年度と比較すると、諸収入の減少や地方交付税の増加等により、自主財源の割合は45.5%に減少、依存財源の割合は54.5%に増加した。

(2) 県税

県税は、地方消費税譲渡割の増等により、前年度比31億円の増（+1.9%）となった。

(3) 地方交付税

地方交付税は、普通交付税の増等により前年度比41億円の増（+1.7%）となった。なお、実質的な普通交付税（普通交付税と臨時財政対策債の合計額）は、前年度比16億円の増（+0.7%）となった。

(4) 国庫支出金

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の減等により、前年度比113億円の減（△9.0%）となった。

(5) 繰入金

繰入金は、退職手当基金からの繰入金の増等により、前年度比45億円の増（+23.0%）となった。

(6) 諸収入

諸収入は、新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金元金収入の減等により、前年度比117億円の減（△9.9%）となった。

(7) 県債

県債は、産業廃棄物処理施設整備事業促進の増等により、前年度比28億円の増（+5.6%）となった。

表2 歳入(全体分)

(単位:百万円)

	R6		R5		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1県税 *	171,488	21.3%	168,354	20.8%	+ 3,134	+ 1.9%
2地方譲与税	29,729	3.7%	26,500	3.3%	+ 3,229	+ 12.2%
3地方特例交付金	3,957	0.5%	700	0.1%	+ 3,256	+ 465.1%
4地方交付税	236,778	29.4%	232,717	28.7%	+ 4,062	+ 1.7%
うち普通交付税	230,685	28.7%	227,757	28.1%	+ 2,928	+ 1.3%
うち特別交付税	4,101	0.5%	4,052	0.5%	+ 49	+ 1.2%
うち震災復興特別交付税	1,992	0.2%	908	0.1%	+ 1,084	+ 119.4%
5交通安全対策交付金	280	0.0%	294	0.0%	△ 15	△ 5.0%
6分担金・負担金 *	3,009	0.4%	3,208	0.4%	△ 199	△ 6.2%
7使用料・手数料 *	6,926	0.9%	6,991	0.9%	△ 65	△ 0.9%
8国庫支出金	114,508	14.2%	125,797	15.5%	△ 11,289	△ 9.0%
9財産収入 *	1,210	0.2%	1,569	0.2%	△ 359	△ 22.9%
10寄附金 *	386	0.0%	889	0.1%	△ 503	△ 56.6%
11繰入金 *	24,242	3.0%	19,716	2.4%	+ 4,526	+ 23.0%
12繰越金 *	52,847	6.6%	54,363	6.7%	△ 1,516	△ 2.8%
13諸収入 *	106,207	13.2%	117,884	14.6%	△ 11,676	△ 9.9%
14県債	53,361	6.6%	50,534	6.2%	+ 2,826	+ 5.6%
うち臨時財政対策債	1,048	0.1%	2,391	0.3%	△ 1,343	△ 56.2%
歳入合計	804,927	100.0%	809,516	100.0%	△ 4,589	△ 0.6%
うち普通交付税+臨時財政対策債	231,733		230,148		+ 1,585	+ 0.7%

*は自主財源

注) 県税には、地方消費税清算金（清算後）を含む。

(県税=県税+地方消費税清算金（歳入）-地方消費税清算金（歳出）)

自主財源と依存財源の割合

	R6		R5		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
自主財源	366,315	45.5%	372,974	46.1%	△ 6,659	△ 1.8%
県税	171,488	21.3%	168,354	20.8%	+ 3,134	+ 1.9%
その他	194,827	24.2%	204,620	25.3%	△ 9,793	△ 4.8%
依存財源	438,612	54.5%	436,542	53.9%	+ 2,070	+ 0.5%
地方交付税	236,778	29.4%	232,717	28.7%	+ 4,062	+ 1.7%
国庫支出金	114,508	14.2%	125,797	15.5%	△ 11,289	△ 9.0%
県債	53,361	6.6%	50,534	6.2%	+ 2,826	+ 5.6%
その他	33,965	4.2%	27,494	3.4%	+ 6,471	+ 23.5%
歳入合計	804,927	100.0%	809,516	100.0%	△ 4,589	△ 0.6%

表3 歳入(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	R6		R5		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1一般財源等 (※1)	3,756	11.6%	3,140	8.8%	+ 616	+ 19.6%
2国庫支出金	7,684	23.7%	6,195	17.4%	+ 1,490	+ 24.0%
3繰入金	736	2.3%	757	2.1%	△ 22	△ 2.8%
4諸収入	20,209	62.2%	25,277	71.1%	△ 5,068	△ 20.1%
5県債	-	-	0	0.0%	△ 0	皆減
6その他 (※2)	88	0.3%	182	0.5%	△ 94	△ 51.5%
歳入合計	32,473	100.0%	35,551	100.0%	△ 3,079	△ 8.7%

※1 一般財源等：震災復興特別交付税、特別交付税 等

※2 そ の 他：繰越金、寄附金 等

3 歳出

(1) 目的別

ア 目的別の歳出で最も構成比が高いのは教育費（18.6％）であり、次いで民生費（12.8％）、公債費（12.5％）の順となっている。

イ 教育費は退職手当の増等により前年度比91億円の増（+6.9％）となった。

一方、商工費は中小企業東日本大震災復興資金貸付金の減等により前年度比209億円の減（△18.4％）、総務費は退職手当基金積立金の減等により前年度比16億円の減（△3.5％）となった。

表4-1 歳出・目的別(全体分)

(単位:百万円)

	R6		R5		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1議会費	1,407	0.2%	1,352	0.2%	+ 55	+ 4.0%
2総務費	44,671	5.9%	46,315	6.1%	△ 1,644	△ 3.5%
3民生費	97,176	12.8%	96,029	12.7%	+ 1,147	+ 1.2%
4衛生費	60,271	8.0%	61,581	8.1%	△ 1,310	△ 2.1%
5労働費	3,578	0.5%	2,418	0.3%	+ 1,160	+ 48.0%
6農林水産業費	64,980	8.6%	62,058	8.2%	+ 2,922	+ 4.7%
7商工費	92,635	12.2%	113,510	15.0%	△ 20,875	△ 18.4%
8土木費	81,161	10.7%	77,032	10.2%	+ 4,129	+ 5.4%
9警察費	29,229	3.9%	27,045	3.6%	+ 2,184	+ 8.1%
10教育費	141,061	18.6%	131,922	17.4%	+ 9,139	+ 6.9%
11災害復旧費	10,643	1.4%	9,765	1.3%	+ 879	+ 9.0%
12公債費	94,636	12.5%	93,229	12.3%	+ 1,407	+ 1.5%
13諸支出金	7	0.0%	5	0.0%	+ 2	+ 34.9%
14税関係交付金	36,532	4.8%	34,408	4.5%	+ 2,124	+ 6.2%
歳出合計(目的別)	757,987	100.0%	756,669	100.0%	+ 1,318	+ 0.2%

表4-2 歳出・目的別(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	R6		R5		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1議会費	-	-	-	-	-	-
2総務費	463	1.6%	476	1.4%	△ 14	△ 2.9%
3民生費	434	1.5%	454	1.3%	△ 20	△ 4.5%
4衛生費	442	1.5%	473	1.4%	△ 32	△ 6.7%
5労働費	77	0.3%	72	0.2%	+ 5	+ 7.5%
6農林水産業費	877	2.9%	959	2.8%	△ 81	△ 8.5%
7商工費	19,200	64.5%	24,474	71.9%	△ 5,273	△ 21.5%
8土木費	47	0.2%	343	1.0%	△ 295	△ 86.2%
9警察費	-	-	-	-	-	-
10教育費	1,275	4.3%	1,412	4.1%	△ 137	△ 9.7%
11災害復旧費	4,961	16.7%	3,563	10.5%	+ 1,398	+ 39.2%
12公債費	1,981	6.7%	1,828	5.4%	+ 154	+ 8.4%
13諸支出金	-	-	-	-	-	-
14税関係交付金	-	-	-	-	-	-
歳出合計(目的別)	29,758	100.0%	34,054	100.0%	△ 4,296	△ 12.6%

(2) 性質別

ア 義務的経費は、人件費が退職金の増等により前年度比115億円の増（＋7.1％）、公債費が前年度比14億円の増（＋1.5％）、扶助費が感染症予防費の減等により前年度比2億円の減（△1.2％）となっており、全体では前年度比127億円の増（＋4.7％）となった。

イ 投資的経費は、普通建設事業費が道路環境改善事業費の増等により前年度比85億円の増（＋8.1％）、災害復旧事業費が河川等災害復旧事業費の増等により前年度比9億円の増（＋9.0％）となっており、全体では前年度比94億円の増（＋8.2％）となった。

ウ その他の経費は、貸付金が新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金の減等により前年度比94億円の減（△8.7％）、積立金が退職手当基金積立金の減等により前年度比54億円の減（△22.9％）となっており、全体では前年度比208億円の減（△5.6％）となった。

表4-3 歳出・性質別(全体分)

(単位:百万円)

		R6		R5		比較増減	
			構成比		構成比		増減率
	人件費	173,154	22.8%	161,643	21.4%	＋ 11,511	＋ 7.1%
	扶助費	13,782	1.8%	13,952	1.8%	△ 170	△ 1.2%
	公債費	94,561	12.5%	93,165	12.3%	＋ 1,395	＋ 1.5%
	うち県債償還元金	86,951	11.5%	85,712	11.3%	＋ 1,239	＋ 1.4%
	うち県債償還利子	7,514	1.0%	7,451	1.0%	＋ 63	＋ 0.8%
義務的経費 計		281,497	37.1%	268,761	35.5%	＋ 12,736	＋ 4.7%
	普通建設事業費	113,475	15.0%	104,932	13.9%	＋ 8,544	＋ 8.1%
	うち県単	25,636	3.4%	23,226	3.1%	＋ 2,410	＋ 10.4%
	災害復旧事業費	10,643	1.4%	9,765	1.3%	＋ 879	＋ 9.0%
	失業対策事業費	－	－	－	－	－	－
投資的経費 計		124,118	16.4%	114,696	15.2%	＋ 9,422	＋ 8.2%
	物件費	28,996	3.8%	33,361	4.4%	△ 4,365	△ 13.1%
	維持補修費	16,466	2.2%	15,781	2.1%	＋ 685	＋ 4.3%
	補助費等	183,613	24.2%	185,886	24.6%	△ 2,274	△ 1.2%
	繰出金	7,015	0.9%	7,122	0.9%	△ 107	△ 1.5%
	積立金	18,183	2.4%	23,583	3.1%	△ 5,400	△ 22.9%
	投資・出資金	80	0.0%	70	0.0%	＋ 10	＋ 14.0%
	貸付金	98,020	12.9%	107,409	14.2%	△ 9,389	△ 8.7%
その他 計		352,372	46.5%	373,213	49.3%	△ 20,841	△ 5.6%
歳出合計(性質別)		757,987	100.0%	756,669	100.0%	＋ 1,318	＋ 0.2%

表4-4 歳出・性質別(うち震災対応分)

(単位:百万円)

		R6		R5		比較増減	
			構成比		構成比		増減率
	人件費	642	2.2%	731	2.1%	△ 89	△ 12.1%
	扶助費	256	0.9%	285	0.8%	△ 29	△ 10.3%
	公債費	1,981	6.7%	1,828	5.4%	+ 154	+ 8.4%
	うち県債償還元金	1,925	6.5%	1,770	5.2%	+ 155	+ 8.8%
	うち県債償還利子	56	0.2%	58	0.2%	△ 2	△ 2.7%
	義務的経費 計	2,880	9.7%	2,844	8.4%	+ 36	+ 1.3%
	普通建設事業費	-	-	50	0.1%	△ 50	皆減
	うち県単	-	-	50	0.1%	△ 50	皆減
	災害復旧事業費	4,961	16.7%	3,563	10.5%	+ 1,398	+ 39.2%
	失業対策事業費	-	-	-	-	-	-
	投資的経費 計	4,961	16.7%	3,613	10.6%	+ 1,348	+ 37.3%
	物件費	367	1.2%	378	1.1%	△ 11	△ 2.9%
	維持補修費	-	-	-	-	-	-
	補助費等	2,459	8.3%	3,000	8.8%	△ 541	△ 18.0%
	繰出金	-	-	-	-	-	-
	積立金	130	0.4%	61	0.2%	+ 69	+ 113.7%
	投資・出資金	1	0.0%	2	0.0%	△ 1	△ 55.8%
	貸付金	18,961	63.7%	24,157	70.9%	△ 5,196	△ 21.5%
	その他 計	21,917	73.7%	27,597	81.0%	△ 5,679	△ 20.6%
歳出合計(性質別)		29,758	100.0%	34,054	100.0%	△ 4,296	△ 12.6%

4 各種財政指標の状況

	標準財政規模 (百万円)	財政力指数	経常収支比率(%)	実質収支比率(%)
R6	394,089	0.36343	93.2	3.1
R5	390,646	0.35095	92.6	5.0
比較増減	+ 3,444	+ 0.01248	+ 0.6	△1.9

	県債現在高 (百万円)	積立基金現在高 (百万円)	うち財源対策3基金 (百万円)
R6	1,235,760	113,670	70,101
R5	1,269,350	118,112	67,134
比較増減	△33,590	△ 4,442	+ 2,967

注) 財源対策3基金とは、財政調整基金、県債管理基金、地域振興基金で、財源対策に活用できる基金。
(このうち、地域振興基金については、三陸・北いわて地域活性化推進積立金分を除く。)

5 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく健全化判断比率については、いずれの指標も早期健全化基準には該当しない。

また、公営企業の経営健全化に関する判断比率である資金不足比率についても、経営健全化基準に該当しない。

○令和6年度決算に基づく各比率の値

(ア)健全化判断比率

実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
－(なし)	－(なし)	12.3	196.8

【参考】

	実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
早期健全化基準	3.75	8.75	25.0	400.0
財政再生基準	5.0	15.0	35.0	

※ 早期健全化基準以上の場合：財政健全化計画の策定、外部監査の要求 等
財政再生基準以上の場合：財政再生計画の策定、地方債の制限 等

(イ)資金不足比率(公営企業の経営健全化に関する判断比率)

資金不足比率(%)
－(各公営企業ともなし)

※ 各公営企業：港湾整備事業特別会計、県立病院等事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、流域下水道事業会計

【参考】

	資金不足比率(%)
経営健全化基準	20.0

※ 経営健全化基準以上の場合：経営健全化計画の策定、外部監査の要求 等

参考：用語解説

標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準的規模を示すものである。 標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額 ・標準税収入額等＝(イーロ＋ハーニ)×100／75－ハ＋ニ イ 基準財政収入額 ロ 所得割(三位一体改革による税源移譲分)×0.25＋所得割(県費負担教職員の給与負担事務の権限移譲に伴う税源移譲分)×0.25＋地方消費税(引上げ分)×0.25 ハ 道府県民税所得割臨時交付金＋分離課税所得割交付金 ニ 地方譲与税(特別法人事業譲与税を除く)＋交通安全対策特別交付金									
財政力指数	基本的な財政需要に対する標準的な収入額の割合であり、財政の自主性、自由度を示している。 財政力指数＝$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の3ヵ年平均 基準財政収入額は、地方公共団体が標準的に収入しうると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、都道府県では標準税率で算定した当該年度の収入見込額の原則75／100の額とされている。 基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政を行う場合に要する財政需要を示す額とされている。 財政力指数が1を超える場合、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい場合には、当該地方公共団体は普通交付税の不交付団体となる。また、財政力指数が1以下の団体であっても、1に近いほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえることができる。									
経常収支比率	経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。 この比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを示しており、この比率が低いほど財政構造に弾力性があるといえる。 経常収支比率(%)＝$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}+\text{減収補填債特例分}+\text{臨時財政対策債}} \times 100$ ※H12までは$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}}$									
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を実質赤字比率という。 実質赤字比率(%)＝$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = -(\text{なし})$ ・一般会計等の実質赤字額 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 ※ 本県の一般会計等に属する会計 一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、証紙収入整理特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、土地先行取得事業特別会計、県有林事業特別会計、林業・木材産業資金特別会計、公債管理特別会計 ・実質赤字の額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額) 【本県の状況】 (単位:百万円) <table><tr><td></td><td>R6</td><td>R5</td></tr><tr><td>一般会計等の実質赤字額(△は黒字)</td><td>△ 12,261</td><td>△ 19,558</td></tr><tr><td>標準財政規模</td><td>394,089</td><td>390,646</td></tr></table>		R6	R5	一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△ 12,261	△ 19,558	標準財政規模	394,089	390,646
	R6	R5								
一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△ 12,261	△ 19,558								
標準財政規模	394,089	390,646								

参考：用語解説（続き）

連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する割合を連結実質赤字比率という。 連結実質赤字比率(%) = $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = - (\text{なし})$ ・連結実質赤字額:イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額 イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 【本県の状況】 (単位:百万円) <table><tr><td></td><td>R6</td><td>R5</td></tr><tr><td>連結実質赤字額(△は黒字)</td><td>△ 39,755</td><td>△ 53,044</td></tr><tr><td> 一般会計等</td><td>△ 12,261</td><td>△ 19,558</td></tr><tr><td> 岩手県国民健康保険特別会計</td><td>△ 721</td><td>△ 432</td></tr><tr><td> 岩手県港湾整備事業特別会計</td><td>△ 897</td><td>△ 894</td></tr><tr><td> 岩手県立病院等事業会計</td><td>△ 5,486</td><td>△ 11,777</td></tr><tr><td> 岩手県電気事業会計</td><td>△ 16,631</td><td>△ 16,568</td></tr><tr><td> 岩手県工業用水道事業会計</td><td>△ 1,733</td><td>△ 2,052</td></tr><tr><td> 岩手県流域下水道事業会計</td><td>△ 2,026</td><td>△ 1,764</td></tr><tr><td>標準財政規模</td><td>394,089</td><td>390,646</td></tr></table> ※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。		R6	R5	連結実質赤字額(△は黒字)	△ 39,755	△ 53,044	一般会計等	△ 12,261	△ 19,558	岩手県国民健康保険特別会計	△ 721	△ 432	岩手県港湾整備事業特別会計	△ 897	△ 894	岩手県立病院等事業会計	△ 5,486	△ 11,777	岩手県電気事業会計	△ 16,631	△ 16,568	岩手県工業用水道事業会計	△ 1,733	△ 2,052	岩手県流域下水道事業会計	△ 2,026	△ 1,764	標準財政規模	394,089	390,646																		
	R6	R5																																															
連結実質赤字額(△は黒字)	△ 39,755	△ 53,044																																															
一般会計等	△ 12,261	△ 19,558																																															
岩手県国民健康保険特別会計	△ 721	△ 432																																															
岩手県港湾整備事業特別会計	△ 897	△ 894																																															
岩手県立病院等事業会計	△ 5,486	△ 11,777																																															
岩手県電気事業会計	△ 16,631	△ 16,568																																															
岩手県工業用水道事業会計	△ 1,733	△ 2,052																																															
岩手県流域下水道事業会計	△ 2,026	△ 1,764																																															
標準財政規模	394,089	390,646																																															
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を実質公債費比率という。 実質公債費比率(%) = $\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ (3ヵ年平均) ・準元利償還金:イからホまでの合計額 イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金の利子 【本県の状況】 (単位:百万円) <table><tr><td></td><td>R6</td><td>R5</td><td>R4</td></tr><tr><td>地方債の元利償還金</td><td>90,120</td><td>89,354</td><td>91,717</td></tr><tr><td>地方債の準元利償還金</td><td>10,817</td><td>11,107</td><td>10,625</td></tr><tr><td> イ</td><td>2,234</td><td>1,747</td><td>1,514</td></tr><tr><td> ロ</td><td>8,216</td><td>9,076</td><td>8,801</td></tr><tr><td> ハ</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td> ニ</td><td>365</td><td>283</td><td>310</td></tr><tr><td> ホ</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>特定財源</td><td>3,076</td><td>1,854</td><td>2,464</td></tr><tr><td>元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td><td>54,465</td><td>58,099</td><td>59,516</td></tr><tr><td>標準財政規模</td><td>394,089</td><td>390,646</td><td>391,048</td></tr><tr><td>実質公債費比率(3ヵ年平均)</td><td colspan="3">12.3%</td></tr></table>		R6	R5	R4	地方債の元利償還金	90,120	89,354	91,717	地方債の準元利償還金	10,817	11,107	10,625	イ	2,234	1,747	1,514	ロ	8,216	9,076	8,801	ハ	-	-	-	ニ	365	283	310	ホ	3	0	0	特定財源	3,076	1,854	2,464	元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	54,465	58,099	59,516	標準財政規模	394,089	390,646	391,048	実質公債費比率(3ヵ年平均)	12.3%		
	R6	R5	R4																																														
地方債の元利償還金	90,120	89,354	91,717																																														
地方債の準元利償還金	10,817	11,107	10,625																																														
イ	2,234	1,747	1,514																																														
ロ	8,216	9,076	8,801																																														
ハ	-	-	-																																														
ニ	365	283	310																																														
ホ	3	0	0																																														
特定財源	3,076	1,854	2,464																																														
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	54,465	58,099	59,516																																														
標準財政規模	394,089	390,646	391,048																																														
実質公債費比率(3ヵ年平均)	12.3%																																																

参考：用語解説（続き）

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を将来負担比率という。

$$\text{将来負担比率}(\%) = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = 196.8\%$$

・将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

【本県の状況】R6

（単位：百万円）

	将来負担額	充当可能基金	特定財源見込額	基準財政需要額算入見込額	差引
イ. に係るもの	1,247,772	47,319	46,238	591,234	562,981
ロ. に係るもの	571	-	41	33	497
ハ. に係るもの	46,866	-	-	23,110	23,756
ニ. に係るもの	-	-	-	-	-
ホ. に係るもの	145,642	-	-	-	145,642
ヘ. に係るもの	40	-	-	-	40
ト. に係るもの	-	-	-	-	-
チ. に係るもの	-	-	-	-	-
リ. に係るもの	-	-	-	-	-
ヌ. に係るもの	-	-	-	-	-
特定できないもの		64,494	-	-	△ 64,494
合計	1,440,891	111,812	46,279	614,376	668,423
標準財政規模					394,089
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額					54,465

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

【本県の状況】R5

（単位：百万円）

	将来負担額	充当可能基金	特定財源見込額	基準財政需要額算入見込額	差引
イ. に係るもの	1,280,263	43,082	48,438	628,069	560,675
ロ. に係るもの	808	-	83	65	660
ハ. に係るもの	52,610	-	-	24,904	27,707
ニ. に係るもの	-	-	-	-	-
ホ. に係るもの	150,872	-	-	-	150,872
ヘ. に係るもの	37	-	-	-	37
ト. に係るもの	-	-	-	-	-
チ. に係るもの	-	-	-	-	-
リ. に係るもの	-	-	-	-	-
ヌ. に係るもの	-	-	-	-	-
特定できないもの		70,868	-	-	△ 70,868
合計	1,484,591	113,950	48,521	653,038	669,082
標準財政規模					390,646
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額					58,099

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

参考：用語解説（続き）

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合を資金不足比率という。

資金不足比率(%) =
$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = -(\text{なし})$$
 【本県の状況】に記した5会計全て

・資金の不足額

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額)－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

【本県の状況】

(単位:百万円)

	R6		R5	
	資金不足額※	事業の規模	資金不足額※	事業の規模
岩手県港湾整備事業特別会計(法非適)	△ 897	247	△ 894	247
岩手県立病院等事業会計(法適)	△ 5,486	96,318	△ 11,777	94,397
岩手県電気事業会計(法適)	△ 16,631	8,554	△ 16,568	7,223
岩手県工業用水道事業会計(法適)	△ 1,733	903	△ 2,052	870
岩手県流域下水道事業会計(法適)	△ 2,026	4,248	△ 1,764	4,264

※ △は資金余剰